

公用車洗車仕様書

- 1 契約を行う物品（役務）
水洗い洗車（洗車機又は手洗い）及びふきあげ（外回りのみ）

- 2 対象車両及び数量（回数）
建設局（本庁）所管公用車17台について、各2回計34回
（車両内訳 普通乗用車2台、小型乗用車12台、軽自動車3台）
※年度途中で車両の買替を行う等により車種の変更が生じる場合あり。洗車料金の支払用カード等に変更が生じる等、必要な手続きについては受注者の負担により行うこと。

- 3 その他
京都市役所から2km以内に洗車場所があること。
洗車場所までの該当車両の移動は、発注者が行う。
洗車を行う日時は、契約の日の翌日から令和9年3月31日までの間で、別途調整する。
洗車回数等は、受注者において記録し、洗車34回（17台×2回）が履行された時点で請求を行うこと。

担当者 京都市建設局監理検査課
荒木、津島
電話 222-3548